

マリー訪問看護ステーション

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ

当ステーションは、厚生労働省が定める「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の基準を満たすため、以下の体制を整備しております。

1. オンライン請求体制

「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条」に基づき、電子情報処理組織を用いたオンライン請求を実施しています。

2. オンライン資格確認体制

健康保険法第3条第13項に基づき、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認を行う体制を整備しています。これにより、利用者の診療情報を適切に取得し、訪問看護の計画的な管理を行っています。

3. 医療 DX 推進体制

医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、ICT を活用した情報共有や業務効率化に取り組んでいます。これにより、質の高い訪問看護サービスを提供できるよう努めております。

4. 情報取得・活用

看護師等がオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し、利用者一人ひとりに合わせた訪問看護・指導を実施しています。

5. ウェブサイトへの掲載

医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてウェブサイトへの掲載を行っています。

これにより、2024 年診療報酬改定により新設された訪問看護医療 DX 情報加算として定められた額を所定額に加算します。

以上